

## 平成二十二年度の『特定健康診査・特定保健指導』の実施方法について

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、『特定健康診査・特定保健指導』が実施され、平成二十二年度は三年目を迎えることとなり、この事業が定着できる年になるうかと思われま。

健診機関からの健診結果及び保健指導のデータの授受等に関しては、概ね順調に進められていますので、特定健診該当組合員及び被扶養者の皆様も、この事業についてのなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成二十二年度の特定健康診査（特定健診）・特定保健指導の実施方法は、次に掲載しましたので、ご不明な点がありましたら共済組合福祉課までお問い合わせください。

### 特定健診対象者

実施年度において四十歳以上七十五歳に達する組合員（任意継続組合員含む）及び同年齢の被扶養者。ただし、七十五歳未満の方に限ります。

### 特定健診の実施方法

#### 〔組合員の場合〕

①各所属の事業主が行う健診

ただし、保健指導は、②と③に該当した方全員が実施するわけではありません。

共済組合の実施計画に基づいた人数により実施しますので、二十二年度は②と③に該当した方の二十％について実施することとなります。

保健指導該当の抽出方法は、これまで②と③に該当した方の中から四十歳以上五十歳までの方を対象にして、本人の継続できるかどうかの意思確認のアンケート調査を実施後決定していますが、二十二年度はこの年齢枠を広げ、五十八歳までの方を対象に決定します。

保健指導実施の通知は、結果データ受取りから階層化、更に実施該当者を選考するまでの時間を考慮すると、健診実施三ヵ月後以降になると思われます。

特定保健指導は、直接共済組合が行うのではなく、共済組合と委託契約をした健診機関が実施します。

#### 『特定保健指導利用券』の発行

★特定保健指導実施該当者には、保健指導実施通知と共に利用券を送付します。

★保健指導を利用する際は、利用券受け取り後一週間以内に、特定保健指導健診機関へ電話等で初回面接の予約を取っていただき、面接当日は、この利用券と保険証を提示してください。

★保健指導に係る費用は、共済組合が負担します。

②共済組合助成の人間ドックによる健診

★右の①・②のいずれかにより受けてください。

★受診券は、必要ありません。

★特定健診に係る自己負担はありません。

#### 〔被扶養者と任意継続組合員（被扶養者含む）の場合〕

①居住地の市町村で実施している住民健診

（住民健診と同じ形態で共済組合の特定健診を受けることができず、受けてください。）

②共済組合助成の人間ドックによる健診

③日本人間ドック学会等の全国規模の集合契約及び茨城県医師会の集合契約に参加している医療機関による健診

★右の①～③の内のいずれか一つにより受けてください。

#### 『特定健康診査受診券』発行

①特定健診を受ける際は、必ず受診券及び保険証の提示が必要となります。

②対象被扶養者の受診券は、対象者全員について五月下旬に所属所を通じて配付しますので、受け取った組合員の方は、必ず該当被扶養者へお渡しいたください、六月の健診よりご使用ください。

※六月以降に健診を受ける場合は、「受診券」と「保険証」の二つを

必ず提示しなければ受けることができませんので、ご注意ください。

※受診券配付前の五月までに、住民健診にて特定健診を受ける場合は、保険証のみの提示で対応します。

③任意継続組合員の方は、五月下旬に直接ご自宅へ送付します。

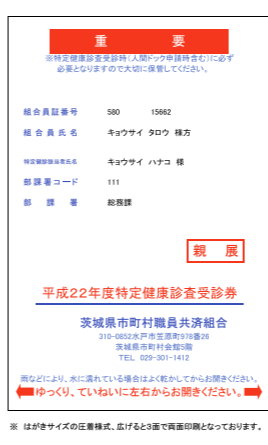
④受診券は、健診を受けた健診機関が受付時に回収します。

⑤自己負担額一、〇〇〇円を特定健診の際にご負担願います。

⑥特定健診を含んだ人間ドックを受ける場合は、人間ドック利用承認申請書に「特定健康診査受診券」を添付し、申請してください。

⑦人間ドックでの健診の場合、受診券には自己負担額一、〇〇〇円の記載がありますが、それには関係なく、人間ドック費用から共済組合人間ドック助成金を差し引いた金額の支払いとなります。

#### 五月下旬に配付する『特定健康診査受診券』の見本



### 健診結果

#### 事業主健診・住民健診などの場合

①受診者へは、特定健康診査受診結果通知表が送付又は直接手渡されることとなり、結果通知表のメタボリックシンドローム判定欄に「基準該当・予備群該当・非該当・判定不能」の四つの項目のいずれかが記載されます。

②共済組合では、この健診結果データを、法令により健診機関等から直接又は支払基金を通して受け取ります。

#### 人間ドック健診の場合

①受診者へは、特定健診を含んだ人間ドック結果通知が渡され、メタボリックシンドローム判定欄に、「基準該当・予備群該当・非該当・判定不能」の四つの項目のいずれかが記載されます。

②共済組合では、この健診結果データを健診機関から直接受け取ります。

### 特定保健指導の実施方法

#### 特定保健指導実施該当者の選択

共済組合では、特定健診結果データをリスクに応じ①情報提供該当②動機付け支援該当③積極的支援該当の三つに階層化し、保健指導の対象者を決定します。

この場合、メタボリックシンドローム判定では該当しなかった方でも、BMIや喫煙歴により該当となる場合があります。

### 国の評価

国は、平成二十四年に国の定めた参酌基準と共済組合の目標値との比較を行い目標達成の評価を行います。評価の代償として現在の構想では、共済組合が国庫に納めている『後期高齢者支援金』に対し一〇%の加算減算が行われ、目標が達成できない場合は、多額の支出が生じることとなります。

### 注意事項

◆特定保健指導料金は高額となりますので、途中で止めると無駄になってしまうことから、実施該当者に選ばれた方は、メタボリックシンドロームを克服する良い機会と受けとめ、必ず六ヵ月間は継続しましょう。

また、特定保健指導が終了したことに安心して、元に戻ってしまった方が見受けられますが、それではこの保健指導を実施した意味がありません。

終了してもこれで終わりということではなく、必ず持続していくことが大切なことです。

◆ご自分のために頑張りましょう！被扶養者の資格及び任意継続組合員の資格喪失後に「特定健康診査受診券」を使用していた場合は、健診料金のうち共済組合が負担した金額について、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

### 階層化された特定保健指導レベル

#### ①情報提供レベル

（検査結果のリスクが小さい方）

★保健指導の対象とはなりません。

・次の②と③以外のすべての方が該当します。

・健診機関にて、健診結果通知に記載又は、健診後の面談時に口頭等で、各自の身体状況や生活習慣病の改善に関する基本的な情報が提供されます。

#### ②動機付け支援レベル

（検査結果のリスクが比較的大きい方）

★保健指導の対象となります。

・生活習慣の改善が必要と判断された方で、生活習慣を変えるに当たり意思決定の支援が必要な人を対象とします。

・自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取組みを積極的に行うことができるようになることを目的として、初回面談時に医師・保健師又は管理栄養士の指導支援のもとに、行動目標を立てます。

●対象者への個別支援又はグループ支援形式により初回面談時に原則一回の支援が行われ、その後は行動目標達成に向けて自ら日々努力することとなります。

●六ヵ月後には設定した行動目標が達成されているか？身体状況や生活習慣に変化が見られたか？について評価を行います。

#### 《面接による支援》

●一人二十分以上の個別支援又は、一

グループ八十分以上のグループ支援（二グループ八名以下とします）

#### 《六ヵ月後の評価》

●電話、メール、ファックス、手紙等を利用して行います。

#### ③積極的支援レベル

（健診結果のリスクの大きい方）

★保健指導の対象となります。

・生活習慣の改善が特に必要と判断された方で、そのために専門職による継続できる細やかな支援が必要な方を対象とします。

●自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取組みができるようになることを目的として、初回面談時に個別支援・グループ支援形式により医師・保健師又は管理栄養士の指導支援のもとに行動計画を立てます。

●初回面接時に作成した行動計画が継続実施できるよう、対象者へ電話、メール、手紙等による方法で、三ヵ月以上の継続的な支援が積極的に行なわれると同時に、自らも日々努力することとなります。

#### 《初回時の面接による支援》

●動機付け支援の「面接による支援」と同様の支援を行います。

#### 《三ヵ月以上の継続的な支援》

●ポイント制が導入され一八〇ポイント以上の支援を実施することが必須となります。

#### 《六ヵ月後の評価》

●面接又は電話、メール、ファックス、手紙等を利用して行います。